

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

総務大臣 松本 剛明

令和6年3月1日付け（同月5日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

内閣法制局御説明資料（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案）
（令和6年2月）

2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

下表に記載した方法により、開示の実施をすることが可能です。また、行政文書の種類、数量等についても、下表を御覧ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表参照）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
PDFファイル 1ファイル （A4判文書 34枚（白黒33枚、カラー1枚））	①用紙に出力したものの閲覧	100枚までごとにつき200円	200円
	②用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	340円
	③用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円（ただし、白黒のものは用紙1枚につき10円）	350円
	④CD-Rに複写したものの交付（CD-R1枚）	CD-R1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額	310円
	⑤DVD-Rに複写したものの交付（DVD-R1枚）	DVD-R1枚につき120円に、1ファイルごとに210円を加えた額	330円

※ 上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を御覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を以下の担当課等まで御提出ください（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等を御参照ください。）。

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所（開示の実施の申出ができる期間とは異なりますので御注意ください。）

期間：令和6年5月2日から同年7月2日まで（土・日曜、祝日を除く。）

時間：9:30～12:00、13:00～17:00

場所：東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館2階

総務省情報公開閲覧室

※ 上記以外の日時における開示の実施を御希望の場合は、以下の担当課まで御連絡ください。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料（見込額）

日数：

「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送料（見込み額）：